

平塚市内の認可保育所における乳幼児死亡事案に関する検証報告書（概要）

1 検証の目的

市内認可保育所で発生した死亡事案に関する事実関係の把握、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、市に提言することであり、関係者の処罰を目的とするためのものではない。

2 事案の概要

平成 29 年 4 月 27 日に市内に所在する認可保育所において、当時 1 歳 1 か月であった女児が午睡中に急変し、病院に救急搬送されたものの、同日 15 時 4 分に搬送先の病院で死亡が確認された。

3 事案発生当日の経過

- 本児は臥床させると泣くため、園では保育士 1 対 1 で対応していた。
- 職員 3 人（保育士 2 人及び看護師 1 人）が本児を含む入眠までに時間のかかる園児 5 人を一時保育室で午睡させるため、各園児を同室に移動させ、保育士と看護師の 2 人で寝かしつけを行った。
- 寝かしつけ中は保育士が本児ではない園児を抱き、ミルクを飲ませていたがミルクが足りなくなったことから、看護師が調乳のために数分間、一時保育室を退室した。その後、保育士と調乳を終えた看護師が一時保育室にて保育中に両名が本児の異変（顔面蒼白）に気付いた。
- 園長に事態を報告後、園では保護者に架電、119 番通報、消防署員の指示による AED 操作、心臓マッサージを実施する。
- 本児は救急搬送されたが、病院にて本児の死亡が確認される。

4 推察される死因とその考察

収集できた資料から「頭部打撲及び頭蓋骨骨折による外傷性くも膜下出血」であるとする。

なお、国からの通知においても「事実関係の確認」にとらわれすぎないように、収集できる情報の中で再発防止策をまとめる必要があるという指針が示されていることから、現時点において収集できた資料及び情報から考えられる可能性について考察している。

5 死因を引き起こす可能性がある要因の分析

- 頭部打撲及び頭蓋骨骨折による外傷性くも膜下出血
 - 医学的見地からすると、頭蓋骨骨折を引き起こした頭部打撲は、異変が発見される直前若しくは数時間前に発生したと考えるべきである。
- 本児は事案発生当日の 10 時 45 分の昼食を完食したこと、園長が午前中に本児について特段問題視するような様子はなかった旨を確認していること及び保育者が本児の異変に気付いた時刻が 13 時であること。
 - 登園前の原因によるものではなく、登園後、園内において、異変が発見されるまでの間に何か起きたと考えるのが自然である。

6 要因から考えられる課題と再発防止策の提言

- ◎偶発的に発生した事案として考えられる要因
 - 保育室内の保育に不適切な設備及び物品への接触
 - 保育に不適切・不対応な用品の更新又は撤去
 - 保育中の本児の落下
 - 保育を実施する部屋の床素材の再検討
- ◎故意の作為による事案として考えられる要因
 - 意図的な頭部への加害
 - 保育者を 1 人にしない体制の検討
 - 防犯カメラの設置

本事案に関連して付言すべき事項及び今後の課題

運営管理体制

- 保育計画の共有など園内での情報共有や相談体制の確立など組織で協力する保育が必須である。
- 園は、職員の有給休暇、残業時間等の勤務実態を把握し、勤怠管理を通して労働の適正な管理を実施する必要がある。
- 職員の意識が鮮明のうちに乳幼児の安全・命を守る研修などを積極的に実施することが望ましく、運営法人及び園は当事者意識を持ち、事案と向き合うことが必要である。

就労条件の異なる職員の増加による認識共有と正規職員の負担増加

- 本事案の園に限らず、臨時保育士（常勤的職員）の割合が増える傾向にあるが、臨時保育士（常勤的職員）であっても正規保育士と同じように保育に参画する、正規保育士の割合を増やすなど、体制を整備することが必要である。

配慮を必要とする子どもへの対応

- 園は地域の療育機関、医療機関、児童相談所等の他の専門機関と連携し対応していくことが望ましい。
- 自治体には本児のような乳幼児の入所決定の際は、受入先の保育所等との十分な協議と関係機関に対する連携・調整が求められる。
- 本児のような乳幼児に対し、保育所等が手厚い人員配置や勤務体制を編成できるよう、国や自治体はさらなる園支援の体制を検討すること。

重大事故発生後の園における組織としての取り組み

- 乳幼児が保育中に死亡する重大事案が発生した状況では、保育内容の点検及び確認をし、再発防止に向けた取り組みの共有及び徹底が重要である。
- 園の対応は理解できないとは言い難いが、多くの幼い命を預かる保育所として保護者との信頼関係維持の観点からも事案に関する早急な情報提供や事案に対する園の対応方針を保護者に示すことが望ましく、必要であった。

入所して間もない子どもの体調変化への対応

- 市は各保育サービスについて、改めて周知する必要があると考える。
- 保育所等への入園間もない乳幼児の保護者が、乳幼児の体調不良等に対応するため、子どもの看護のための休暇を取得しやすくすることを認める社会となることが望まれる。

保育士の待遇向上及び配置基準改善並びに事務の効率化

- 職員の休憩時間や保育に専念する体制を確保のために保育士の待遇向上や配置基準の見直しが喫緊の課題である。
- また、園は情報通信技術(ICT)の活用などにより事務の効率化を、国及び自治体にはそれらを促進・補助する施策の実施が求められる。

市の検証時期に関する指摘

- 関係者の記憶が鮮明なうちに再発防止策を検討することが必要であることから、捜査機関や裁判の進捗にかかわらず検証すべきであった。
- 早急な検証及び再発防止策の提示が当該園だけではなく他園にも波及し、他園においても同様な事案への対策が早期に講じられ得る。